

令和5年(厚)第201号

令和6年4月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害等級3級の障害厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、黄斑ジストロフィー(錐体ジストロフィー)(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらの年金を「障害給付」という。)の裁定を請求した。なお、本件裁定請求書には、本件傷病の初診日は「平成○年○月○日」であると記載されている。
- 2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付で、請求人に対し、本件傷病の初診日は平成○年○月○日であり、その初診日において厚生年金保険の被保険者であった者に該当しないと理由により、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 事後重症請求による障害等級3級の障害厚生年金は、① 疾病にかかり、又は

負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であること、② その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たしていること、又は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間がないこと、のいずれかに該当していること、③ 裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度に該当することの要件を満たさなければ、支給されないこととなっている。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人は、本件傷病の当初の初診日が平成○年○月○日であることを認めた上で、要旨、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの5年6か月の期間において、本件傷病に関する医療機関への受診はなく、視覚障害による仕事上及び生活上の支障が生じていなかったとして、当該期間をもっていわゆる社会的治癒が認められるから、本件傷病の初診日は、本件傷病により医療機関への受診を再開した同月○日であると主張し、それを前提とした障害等級3級の障害厚生年金の支給を求めているのであるから、本件で検討すべき問題点は、請求人の当該主張に理由があるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 初診日に関する証明資料は、国民年金法及び厚生年金保険法が発病又は受傷の日でなく、初診日を障害給付の受給要件判断の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師(歯科医師を含む。)若しくは医療機関が

作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としている。加えて、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

また、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、ここでの治癒とは、医学的に厳密な意味での治癒のみでなく、いわゆる「社会的治癒」を含むものと解される。そして、「社会的治癒」とは、傷病が医学的な意味では治癒したとはいえないが、臨床的にその症状がなくなったか又は悪化のおそれのない状態に固定して、その傷病について医療（予防的医療を除く。）を行う必要がないと判断される場合であって、このような状態が相当期間継続し、その間、通常の労務に服するなど健康者に準ずる社会復帰をすることができたときには、治癒と同様とみなし、その後新たな傷病を発病したものとして取り扱うことが許されるという考え方であり、当審査会もこれを是認しているところである。

2(1) 本件についてこれを見ると、a 病院

b 科・A 医師作成の平成○年○月○日現症に係る令和○年○月○日付け診断書には、障害の原因となった傷病名として「錐体ジストロフィー」が掲げられ、傷病の発生年月日については「不詳 本人の申立て（H○年○月○日）」、初めて医師の診療を受けた日については「平成○年○月○日 本人の申立て（H○年○月○日）」、傷病の原因又は誘因については「不明」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成（注：「令和」は誤記と認める。）○年○月○日」、その時の所見は「著しい視力障害の進行のため受診。近視矯正のための放射状角膜切開による角膜所見を認めるが、前眼部に病的所見なし。眼底所見に顕著な変化はないが矯正視力低下と網膜電図の異常と認めた。」、現在までの治療の内容、期間、経過等として、「平成○年○月○日付の c 病院 d 科からの診療情報（診断未確定）を参考に追加検査を行い、当院で錐体ジストロフィーと診断し、小児期からの視力障害に連なるものと推定し経過観察を行っている。」と記載されている。

A 医師作成の令和○年○月○日付け受診状況等証明書には、診療録より記載したものとして、傷病名として「錐体ジストロフィー」が掲げられ、発病年月日については「不詳」、傷病の原因又は誘因については「不明」、発病から初診までの経過については「前医からの紹介状はありますか。⇒有 コピー添付」、初診年月日については「平成○年○月○日」、終診年月日については記載がなく（なお、「経過観察継続中」と付記されている。）、初診から終診までの治療内容及び経過の概要として、「平成○年○月○日、数年前より視力低下主訴に c 病院 d 科を受診。錐体細胞機能不全の診断を受ける。平成○年○月○日羞明感強く、物の中心の見えにくさを自覚し当院初診。初診時視力、右＝0. 02、左＝0. 09。以降、半年毎の定期診察にて視力・視野検査行

いながら経過観察を行っている。」と記載されている。そして、当該受診状況等証明書に添付されたc病院d科・B医師という。)作成の紹介状には、「…平成〇年〇月〇日当科をフリーで初診。数年前よりまぶしいということで来院されました。それ以前も、何箇所か眼科へ行かれていたようですが、原因がはっきりしなかったようです。特に数年で視力低下が進行したということでした。平成〇年に両眼のRK手術(注:放射状角膜切開手術)を受けられています。初診時視力 右0.02(・・・)、左0.2(・・・) 眼圧 両18mmHg 眼底 検眼鏡的には変化なし MTF: 右0.40 左0.45 CFF: 右16Hz、左15Hz …夜盲はそれほど強くないとのことでしたが、当時の診断としては、網膜色素変性症がもっとも疑われるという結論だったようです。平成〇年〇月〇日が最終受診となっています。…」と記載されている。

- (2) 以上の事実を前提として、請求人は、c病院の最終受診日である平成〇年〇月〇日からa病院に初めて受診した平成〇年〇月〇日までの期間において、医療機関を受診することなく、職場においては目を駆使する細かな仕事を精力的にこなしたことから派遣社員から正社員として採用され、その後も目の障害による支障は一切なく仕事をこなし、余暇活動においては、道路の状況を目で確認しつつランニングを続け各地のマラソン大会で好成績を残していたとして、社会的生活及び日常生活に支障がない状態が続いていたことは明らかであるから、この5年6か月の期間をもって社会的治癒が認められるとして、a病院を受診した平成〇年〇月〇日が本件傷病の初診日である旨主張している。

しかし、他方において、再審査請求代理人が作成した請求人に係る病歴・就労状況等申立書によれば、請求人は、平成〇年〇月に勤務していた会社が廃

業し解雇された後、派遣社員として自動改札機や券売機の組立てのための部品を用意して現場に届ける仕事をしていたが、目による支障はなく、周りから何かが言われることもなかったこと、その後、視力は出ていないのに原因が分からず、矯正するしかないと言われるだけであったため、悩みの種であったが、自分で調べて、平成〇年〇月〇日にc病院を受診し、平成〇年〇月〇日まで5回受診したこと、その頃の矯正視力は、右が0.1、左が0.2であったこと、目の状態は、病院に行かなくても何とか自分で解決できる程度であったため、同月〇日以降は医療機関を受診しなかったこと、その後、平成〇年頃から眼の状態が悪化し、勤務先の上司にそのことを話したこと、その頃には、羞明を感じ見えにくさが増し、仕事もやりにくい場合が出てきたこと、平成〇年〇月〇日にa病院を受診したが、その頃の矯正視力は、右が0.07、左が0.2であったこと等の事情が認められる。また、本件記録によっても、請求人が平成〇年〇月〇日を最後に、c病院を受診しなくなったのは、医師が治療の必要ないと診断したことによる終診であるとは認めることができない。このように、請求人は、視力など目の状態が芳しくないと感じてc病院を受診したが、病院に行かなくても何とか自分で解決できる程度であったことから、同日を最後にc病院を受診しなくなり、その後、平成〇年には目の状態が悪化して仕事もやりにくい状態になって、平成〇年〇月〇日にa病院を受診するに至ったものであって、これらの事情に、本件傷病(黄斑ジストロフィー(錐体ジストロフィー))が緩徐に進行する性質を有する疾病であることを併せ考慮すれば、請求人の本件傷病については、社会的治癒の考え方のうち「臨床的にその症状がなくなったか又は悪化のおそれのない状態に固定して、その傷病に

ついて医療（予防的医療を除く。）を行う必要がないと判断される場合であって、このような状態が相当期間継続」することという要素を満たす事情があるということとはできない。そうすると、請求人が、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで医療機関を受診することなく、就労することができ、マラソン大会で好成績を残していたなどの事実があるとしても、本件傷病について社会的治癒を認めることは困難である。請求人の初診日に係る主張には理由がない。

なお、請求人は、上記の各資料の他に、① e 病院 f 科・C 医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付け診断書、② a 病院の外来診療録、③〇〇市が交付した身体障害者手帳等を提出するが、その内容に照らして上記の判断を左右するものではない。

- 3 そうすると、本件傷病の初診日は、c 病院を受診した平成〇年〇月〇日であり、本件記録によれば、請求人は、同日において厚生年金保険の被保険者でなかったことは明らかであるから、原処分は妥当であって、これを取消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。